

令和7年春の全国交通安全運動の実施について（一般）

〔令和7年3月7日
兵警交企一般甲第16号〕

令和7年春の全国交通安全運動の実施について（一般甲）（要徹底・要計画実施）

みだしの運動について下記のとおり取り組むこととしたので、各所属長は、本運動の目的等を所属職員に周知徹底の上、真に効果の上がる運動を推進されたい。

記

1 目的

この運動は、令和7年春の全国交通安全運動推進要綱及びひょうご交通安全憲章の理念に基づき、広く県民に交通安全思想の普及及び浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 実施期間

4月6日（日）から同月15日（火）までの10日間とする。

3 運動重点

- (1) こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- (2) 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

4 運動推進の基本的な考え方

(1) 警察の総合力の効率的な発揮

本運動の取組が真に効果を上げるためには、警察の総合力を効率的に発揮する必要があることから、交通事故の発生時期、場所、形態等の特徴をあらかじめ的確に分析するとともに、分析結果に基づく諸対策を各部門が緊密に連携して推進すること。

(2) 交通安全意識の高揚を促進する施策の推進

運動重点の実践に当たっては、交通ルールの遵守及び思いやり・ゆずり合いの気持ちを持った交通マナーの実践の必要性を実感することができる施策を推進すること。

(3) 地方公共団体等との連携

地方公共団体、関係機関・団体等との連携を強化し、計画的かつ組織的な活動を推進すること。

5 その他

この通達に定めるもののほか、本運動の実施に関し必要な細部事項については、交通部長が別途示達する。